

# 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護利用

## 重要事項説明書

施設のご案内

(2024年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 晴和会上所園		
開設年月日	平成17年5月1日		
所在地	新潟県新潟市中央区上所中1丁目10番1号		
電話番号	025-280-0800	ファックス番号	025-280-0810
管理者名	北沢 智二		

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護予防短期入所療養介護や短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションや通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設晴和会上所園の運営方針]

「入所される方の心の安まる場所であり、また、身体的条件や精神的条件を一日も早く克服して家庭に帰れるよう職員が総力を挙げて援助する。併せて、園内は明るい家庭的雰囲気重視し、地域住民との密接な交流を持つことを目標とする。」

### (3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜勤	業務内容
医師	1名			日常的な医学的対応を行います
看護職員	10名以上		1名	施設サービスに基づく看護を行います
介護職員 (従来型)	15名以上		2名	従来型施設サービスに基づく介護を行います
介護職員 (ユニット型)	12名以上		2名	ユニット型施設サービスに基づく介護を行います
支援相談員	1名以上			ご利用者ご家族からの相談に対応します
PT・OT・ ST	2名以上	1名		機能訓練の計画作成及び実施を行います
管理栄養士	1名			栄養管理及び栄養計画の立案を行います
介護支援 専門員	1名以上			サービス計画の原案を作成します

※標記の人数以上とします。

\*介護職員以外は、「ユニット型介護老人保健施設 晴和会上所園」と兼務

### (4) 入所定員等

- ・定員 62名（介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護含む）
- ・療養室 4人室 15室、従来型個室 2室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を必要とする利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護及び介護
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦ 利用者の状況に応じた食事の提供
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 送迎
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 施設利用にあたっての留意事項

面会	面会時間は原則、 <b>9:00~19:00</b> までとなります。面会の際には面会者名簿の記入をお願いします。また、飲食料の差し入れは、食事制限を必要とする場合がありますので、スタッフにご相談ください。
外出・外泊	外出・外泊される場合、あらかじめ所定の用紙での届出が必要になります。
喫煙	施設内は全館禁煙です。
飲酒	施設内での飲酒や酒類の持込みは固くお断りします。
設備・備品の利用	施設内の物を破損された場合、実費相当を徴収する場合があります。
金銭・貴重品管理	貴重品及び現金の持込みはご遠慮ください。
外泊時等の施設外での受診	外出、外泊中に他の病院等などで受診をすることはできません。保険請求上トラブルとなってしまうことがあります。緊急で受診された場合は、当施設に必ずご連絡ください。
宗教・政治活動及びペットの持込み	全て禁止しております。

病院受診後の対応	当施設での対応が困難となり、病院での入院加療が必要となった場合、退所となります。
迷惑行為	他の方と共同生活する施設です。騒音を立てるなど、他の利用者の迷惑になる行為はおやめください。また、他の部屋にみだりに立ち入ることもおやめください。

#### 4. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、協力機関との間で病歴等の情報を定期的な情報交換を行い、敏速な対応に努めます。

##### <協力医療機関>

名称	住所
社会医療法人 仁愛会 新潟中央病院	新潟市中央区新光町1番地18
医療法人 恒仁会 新潟南病院	新潟市中央区鳥屋野2007番地6
新潟県厚生農業協同組合連合会 新潟医療センター	新潟市西区小針3丁目27番11号
医療法人 新成医会 総合リハビリテーションセンター みどり病院	新潟市中央区神道寺2丁目5番1号

##### <協力歯科医療機関>

名称	住所
みねお歯科医院	新潟市中央区網川原町2丁目10番地10

##### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、防火設備、非常電源設備等
- ・防災訓練：年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 苦情等の受付

要望及び苦情等について、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話025-280-0800）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、公的機関の連絡先は下記のとおりです。

### 【公的機関受付電話番号】

機関名	担当課	連絡先
新潟市	介護保険課	025 (226) 1273
新潟市中央区	健康福祉課	025 (226) 7216
新潟県国民健康保険団体 連合会	介護保険課	025 (285) 3072 内線 247

## 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。  
また、施設の見学等も随時対応しておりますので、ご相談ください。

# 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護について

(2024年4月1日現在)

## 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

## 2. 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護は、要支援者及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画・居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画・短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

## 3. 利用者負担額

《介護予防短期入所療養介護》

(1) 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。また、所得に応じて自己負担割合が2割または3割の場合もあります。以下は1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です）

	要支援 1	要支援 2
多床室	613単位	774単位
従来型個室	579単位	726単位
ユニット型個室	624単位	789単位

※上記は利用料の算定基礎となる単位数です。合計単価に10.14円を乗じて介護保険料が算出されます。

<各種加算とその額>

夜勤体制加算	24単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日
送迎加算（片道）	184単位/回
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日
療養食加算	8単位/食
緊急時治療管理	518単位/回
総合医学管理加算（利用中7日限度）	275単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日限度）	200単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日
口腔連携強化加算（月に1回を限度）	50単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	要介護度別の施設サービス費と該当する加算の合計額に対して、7.9%を乗じた額/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	要介護度別の施設サービス費と該当する加算の合計額に対して、3.9%を乗じた額/月、特定処遇2.1%を乗じた額/月、ベースアップ0.8%を乗じた額/月（令和6年5月31日まで）

《短期入所療養介護》

(1) 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また、所得に応じて自己負担割合が2割の場合もあります。以下は1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
従来型個室	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
ユニット型 個室	836単位	883単位	948単位	1,003単位	1,056単位

※上記は利用料の算定基礎となる単位数です。合計単価に10.14円を乗じて介護保険料が算出されます。

※特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(3時間以上4時間未満)	664単位/日
(4時間以上6時間未満)	908単位/日
(6時間以上8時間未満)	1,296単位/日

〈各種加算とその額〉

夜勤体制加算	24単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日
送迎加算（片道）	184単位/回
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日
療養食加算	8単位/食
緊急時治療管理	518単位/回
重度療養管理加算	120単位/日

認知症ケア加算	76単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日限度)	200単位/日
認知症専門ケア加算 (I)	3単位/日
認知症専門ケア加算 (II)	4単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51単位/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51単位/日
緊急短期入所受入加算 (7日限度)	90単位/日
総合医学管理加算 (利用中7日限度)	275単位/日
口腔連携強化加算 (月に1回を限度)	50単位/月
生産性向上推進体制加算 (I)	100単位/月
生産性向上推進体制加算 (II)	10単位/月
介護職員等処遇改善加算 (I)	要介護度別の施設サービス費と 該当する加算の合計額に対して、 7.9%を乗じた額/月

## (2) 食費及び滞在費 (共通)

		1日あたり	1月あたり(30日として)
居住費	多床室	480円	14,400円
	従来型個室	1,800円	54,000円
	ユニット型個室	2,130円	63,900円
食費(経管栄養含む)		1,720円	51,600円

\* 食費は一日単位のご負担となります。

\* 食費及び居住費について世帯所得に応じて軽減措置があり、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担額が一日にお支払いいただく食費及び居住費の上限額となります。

### (3) その他の料金 (共通)

	1日当たり	1月当たり(30日)	備考
日用品費	190円	5,700円	
教養娯楽費	110円	3,300円	
就寝着貸出料	66円(税込)	1,980円(税込)	週2回交換
生活着貸出料	110円(税込)	3,300円(税込)	週2回交換
電気使用料	110円(税込)	3,300円(税込)	持込家電1点につき
クリーニング代	実費		
理美容料	実費		

\*その他は、料金表をご覧ください。

### (4) 支払い方法

利用料金については、当施設より、サービスを利用した月毎に請求内容をまとめ  
たうえで、当該月の翌々月の20日以降に請求書及び明細書を発行いたします。

お支払いは金融機関からの口座引き落としとなり、引き落とし日は請求書発行月の  
末日です。

- 2 前項の口座引き落としに要する振替手数料（消費税込み82円）については、  
利用者のご負担とさせていただきます。
- 3 利用料金の受領に関わる領収書等については、次月の請求書に同封致します。
- 4 口座引き落とし不能の際は、当施設よりご連絡をして、ご連絡の日から1週間  
以内に、現金または銀行振込みにてお支払いいただきます。

サービスや利用料等の費用の変更については「覚書」をもって、当施設と身元引受  
人の合意のみで成立することを連帯保証人は承諾します。